

平成30年第3回

多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第 3 3 2 号

平成 3 0 年第 3 回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 3 0 年 8 月 1 7 日

多摩市長 阿 部 裕 行

記

1 日 時 平成 3 0 年 9 月 3 日 (午前 1 0 時)

2 場 所 多摩市役所議場

平成29年度 多摩市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績					比較						
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			一般財源			
					特定財源				特定財源				特定財源						
					国都支出金	地方債	その他		国都支出金	地方債	その他		国都支出金	地方債	その他				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
02 総務費	01 総務管理費	(仮称)和田・東寺方周辺地域コミュニティセンター整備事業(工事監理業務委託)	28	10,300,000	447,000	8,000,000	0	1,853,000	10,300,000	447,000	8,000,000	0	1,853,000	0	0	0	0	0	
			29	7,196,000	312,000	5,000,000	0	1,884,000	7,196,000	313,000	5,000,000	0	1,883,000	0	△ 1,000	0	0	1,000	
			計	17,496,000	759,000	13,000,000	0	3,737,000	17,496,000	760,000	13,000,000	0	3,736,000	0	△ 1,000	0	0	1,000	
02 総務費	01 総務管理費	(仮称)和田・東寺方周辺地域コミュニティセンター整備事業(仮称)和田・東寺方周辺地域コミュニティセンター建設工事)	28	204,800,000	14,484,000	142,000,000	23,000,000	25,316,000	204,800,000	8,900,000	142,000,000	23,000,000	30,900,000	0	5,584,000	0	0	△ 5,584,000	
			29	412,709,000	43,835,000	296,000,000	65,000,000	7,874,000	412,708,360	42,836,000	296,000,000	65,000,000	8,872,360	640	999,000	0	0	△ 998,360	
			計	617,509,000	58,319,000	438,000,000	88,000,000	33,190,000	617,508,360	51,736,000	438,000,000	88,000,000	39,772,360	640	6,583,000	0	0	△ 6,582,360	
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業(西落合小学校改修工事実施設計業務委託)	28	7,300,000	0	0	0	7,300,000	0	0	0	0	7,300,000	0	0	0	0	7,300,000	
			29	17,296,000	13,000,000	0	0	4,296,000	24,595,704	12,500,000	0	0	0	12,095,704	△ 7,299,704	500,000	0	0	△ 7,799,704
			計	24,596,000	13,000,000	0	0	11,596,000	24,595,704	12,500,000	0	0	0	12,095,704	296	500,000	0	0	△ 499,704
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業(南鶴牧小学校改修工事監理業務委託料)	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			28	13,000,000	0	9,700,000	0	3,300,000	13,000,000	0	9,500,000	0	3,500,000	0	0	200,000	0	△ 200,000	
			29	6,980,000	0	5,200,000	0	1,780,000	6,980,000	0	5,200,000	0	1,780,000	0	0	0	0	0	
			計	19,980,000	0	14,900,000	0	5,080,000	19,980,000	0	14,700,000	0	5,280,000	0	0	200,000	0	△ 200,000	
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業(北諏訪小学校改修工事監理業務委託料)	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			28	12,600,000	0	9,400,000	0	3,200,000	12,600,000	0	9,000,000	0	3,600,000	0	0	400,000	0	△ 400,000	
			29	7,704,000	0	5,700,000	0	2,004,000	7,704,000	0	5,700,000	0	2,004,000	0	0	0	0	0	
			計	20,304,000	0	15,100,000	0	5,204,000	20,304,000	0	14,700,000	0	5,604,000	0	0	400,000	0	△ 400,000	

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他			国都支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業 (南鶴牧小学校改修工事)	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			28	624,900,000	76,636,000	453,000,000	70,000,000	25,264,000	624,900,000	76,435,000	453,000,000	70,000,000	25,465,000	0	201,000	0	0	0	△ 201,000
			29	219,248,000	17,600,000	164,400,000	30,000,000	7,248,000	219,247,440	16,900,000	164,400,000	30,000,000	7,947,440	560	700,000	0	0	0	△ 699,440
			計	844,148,000	94,236,000	617,400,000	100,000,000	32,512,000	844,147,440	93,335,000	617,400,000	100,000,000	33,412,440	560	901,000	0	0	0	△ 900,440
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業 (北諏訪小学校改修工事)	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			28	471,300,000	74,600,000	312,200,000	60,000,000	24,500,000	471,300,000	74,600,000	312,000,000	60,000,000	24,700,000	0	0	200,000	0	0	△ 200,000
			29	376,019,000	42,200,000	282,000,000	36,000,000	15,819,000	376,018,320	40,700,000	282,000,000	36,000,000	17,318,320	680	1,500,000	0	0	0	△ 1,499,320
			計	847,319,000	116,800,000	594,200,000	96,000,000	40,319,000	847,318,320	115,300,000	594,000,000	96,000,000	42,018,320	680	1,500,000	200,000	0	0	△ 1,699,320
10 教育費	02 小学校費	小学校施設整備事業 (遊具改修工事)	28	21,700,000	4,897,000	0	0	16,803,000	0	0	0	0	21,700,000	4,897,000	0	0	0	16,803,000	
			29	32,700,000	10,547,000	0	20,000,000	2,153,000	54,077,474	11,929,000	0	0	42,148,474	△ 21,377,474	△ 1,382,000	0	20,000,000	△ 39,995,474	
			計	54,400,000	15,444,000	0	20,000,000	18,956,000	54,077,474	11,929,000	0	0	42,148,474	322,526	3,515,000	0	20,000,000	△ 23,192,474	
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (聖ヶ丘中学校改修工事実施設計業務委託)	28	7,700,000	0	0	0	7,700,000	7,700,000	0	0	0	7,700,000	0	0	0	0	0	
			29	18,193,000	13,600,000	0	0	4,593,000	18,193,000	13,100,000	0	0	5,093,000	0	500,000	0	0	△ 500,000	
			計	25,893,000	13,600,000	0	0	12,293,000	25,893,000	13,100,000	0	0	12,793,000	0	500,000	0	0	△ 500,000	
10 教育費	03 中学校費	中学校施設整備事業 (遊具改修工事)	28	11,300,000	0	0	0	11,300,000	0	0	0	0	11,300,000	0	0	0	0	11,300,000	
			29	17,100,000	0	0	0	17,100,000	28,175,326	2,300,000	0	0	25,875,326	△ 11,075,326	△ 2,300,000	0	0	△ 8,775,326	
			計	28,400,000	0	0	0	28,400,000	28,175,326	2,300,000	0	0	25,875,326	224,674	△ 2,300,000	0	0	2,524,674	

平成30年9月3日 提出

多摩市長 阿部 裕行

報告第 4 号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により算定した平成 29 年度決算に基づく多摩市の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日

多摩市長 阿部裕行

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.78)	— (16.78)	0.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 5 号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により算定した平成 29 年度決算に基づく多摩市の公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 30 年 9 月 3 日

多摩市長 阿部 裕行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位：%)	事業の規模
下水道事業会計	—	2,353,890 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載している。

第 7 1 号議案

多摩市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 9 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市教育委員会教育長の清水哲也氏は、平成 3 0 年 9 月 3 0 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
清水 哲也	東京都小金井市	

第 7 2 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 9 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員川上俊宏氏は、平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏 名	住 所	生年月日
川上 俊宏	東京都品川区	

第73号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年9月3日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 4 号議案

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 3 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年多摩市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第 6 条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削り、「作成枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第 8 条中「通じて」の次に「、選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される多摩市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された多摩市議会議員の選挙については、なお従前の例による。